

## ✚ 貨物概要

建築業において屋外又は屋内のクラディング（被覆）に用いられるテラコッタ製の部材。本品は、様々な寸法のものがあり、幅は 200～245 mm、長さは 592～1520 mm、厚さは 15～40 mm の範囲である。本品の構造は規格化されており、何種類かの色及び様々な質感がある。

本品は、建物の主要構造部分に固定された垂直方向又は水平方向の金属のレールに、特別な耐腐食性の金具により取り付けられ、建物と本品の間に断熱材を入れることができる。

## ✚ 分類

関税率表第 6907.21 号（統計品目番号 6907.21-000）（吸水率が全重量の 0.5% 以下のもの）、第 6907.22 号（統計品目番号 6907.22-000）（吸水率が全重量の 0.5% を超え 10% 以下のもの）又は第 6907.23 号（統計品目番号 6907.23-000）（吸水率が全重量の 10% を超えるもの）の陶磁製の壁用のタイル

## ✚ 分類理由

本品は、既存の壁等の表面に直接固定されるものではありませんが、建物の壁等に固定された金属のレールに、金具により取り付けられることで固定されます。したがって、関税率表解説 69.07 項の規定により、陶磁製の壁用のタイルとして、吸水率の違いにより、6907.21 号、6907.22 号又は 6907.23 号に分類されます。

（参考）国際分類例規 6907.21～23 「1. テラコッタ製のクラディング部材」



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）